

中期行動計画  
[平成 23 年度～25 年度]

平成 23 年 3 月 22 日

社会福祉法人 聖ヨハネ会

はじめに

社会、経済の状況が大きく急激に変化し様々な制度改革が行われる中、当法人（＝社会福祉法人）はその存在意義を明確にし、社会福祉事業を経営する信頼性の高い法人であることを示していく必要がある。そこで世の中の情勢と変化のスピードを勘案し、向こう3年度の行動計画を以下にまとめた。本計画を基に各年度の事業計画を策定し、取り組む所存である。

## 1. 情勢の認識

21世紀の最初の10年が経過した。昭和26年の社会福祉事業法制定以来大きな改正の行われていない社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度について、今後増大・多様化が見込まれる国民の福祉需要に対応するため見直しがなされ、2000年に「社会福祉基礎構造改革」が制定された。これは一部の特定の人々とだけではない、すべての国民が利用するにふさわしい、新しい時代のサービス供給体制を構築するものとして推進された。しかし同時に「措置の受け皿」「行政の代行」等の言葉で表象される、それまでの社会福祉法人に求められていた存在意義を根底的に再定義することを要求している。

### (1) 社会福祉基礎構造改革の基本的方向性

- ①サービスの利用者と提供者の対等な関係の確立
- ②個人の多様な需要への地域での総合的な支援
- ③幅広い需要に応える多様な主体の参入促進
- ④信頼と納得が得られるサービスの質と効率化の向上
- ⑤情報公開等による事業運営の透明性の確保
- ⑥増大する費用の公平かつ公正な負担
- ⑦住民の積極的な参加による福祉の文化の創造

### (2) 社会福祉基礎構造改革の社会福祉法人への影響

- ①規制＝資金使途規制等の緩和（社会福祉事業の範囲で契約事業において。措置制度、保育所は×）
- ②情報開示、外部監査（第三者評価）等の要請
- ③多様な供給主体との競争の出現
- ④経営責任体制（ガバナンス）の確立の要請

### (3)社会福祉法人の存在意義を再定義するに至る背景

- ①措置から契約への転換による、「行政の代行機関」という地位の揺らぎ
- ②供給主体が拡大・多様化する中で、「制度化されたサービス」を供給するだけでは特別法人である必要性がないという意見

#### \*「新しい公共」円卓会議資料（平成 22 年 3 月 25 日）

- ・世界一の借金国日本は、もはや政府によって全ての社会的課題は解決できない。ゆえに「スリムな政府・大きな公共」へ。
- ・では、これまで政府がしてきたソーシャルサービス（介護・福祉・保育・まちづくり等）は誰が行うのか。
- ・通常の企業は市場性がないことはできない。社会福祉法人など既存の福祉団体は補助金漬け、行政の下請け化し、独自の事業を展開できない。
- ・社会的企業が活躍するために動きやすい法人格（＝社会事業法人）を創り、担い手の数を増やす。

#### \*行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会 第一次報告書」（平成 22 年 6 月 15 日）

- ・特別養護老人ホームへの社会医療法人参入を可能とする方向で検討し、結論を得る。（平成 22 年度中検討・結論、結論を踏まえ対応に着手）
- ・特養の運営について、利益追求・利益処分の在り方、措置入所の在り方や、基幹となる税制の在り方・廃業の際の残余財産の処分の在り方に関連し、特養を社会福祉法人が担っていることの意義や役割、社会福祉法人以外の既存の法人形態を含め、社会福祉法人と同程度の公益性及び事業の安定性・継続性を持つ法人の参入を可能とすることの是非について検討する。（平成 22 年度中検討開始）
- ・特養の運営にあたっては、事業の安定性・継続性に対する強い要請が存するとしているが、社会福祉法人であっても廃業の可能性はあり、民間事業者においても、撤退時の入居者保護に関する要件を付与するなどの対応によって、安定性・継続性を確保することは可能である。
- ・病院、老健施設等、同様に安定性・継続性が求められている施設は民間が運営しており、医療法人にすら参入を認めないのは論理的ではない。
- ・本来介護事業は課税事業であり、優遇措置は無料低額事業等の社会福祉事業を行う場合に限定すべきとの考え方もある中、税制面の優遇措置等の在り方も検討すべきである。

#### \*「子供・子育て新システムの基本制度案要綱」（平成 22 年 6 月 25 日）

- ・幼保一体化による幼児教育・保育の一体的提供。（こども指針（仮称）を創設、幼稚園・保育所の垣根を取り払いこども園（仮称）に一体化）
- ・待機児童の解消。（集中的整備や多様な提供主体の参入等）公的保育契約、

イコールフットイングによる多様な事業者の参入促進、施設型保育だけでなく、NPO等による家庭的保育、小規模サービス等の取組み支援。

＊「地域包括ケア研究会 報告書」(平成 22 年 3 月)

- ・介護老人福祉施設としての特別養護老人ホームの設置主体の制約を見直し、医療法人にも介護老人福祉施設の設置を認める。
- ・施設の在り方を見直すことが適当であり、施設を一元化して最終的には住宅として位置づけ、必要なサービスを外部から提供する仕組みとすべき。

## 2. 社会福祉法人の存在意義の再定義

### (1)公益であること

- ①行政との協力・連携により、医療・福祉サービスを供給する機能
- ②市場において、患者・利用者との対等な関係に基づいて医療・福祉サービスを提供する機能
- ③制度の狭間にあるニーズに焦点をあて、それに応えるサービスを供給する機能



これらの諸機能を発揮して、地域社会において「面」的、重層的なサービス実践を展開する。(ホームレス等の貧困問題、児童・高齢者等の虐待問題、孤独死、自殺、いじめ、不登校、買い物・交通等の日常生活基盤の脆弱化、etc)

### (2)公正であること

- ①各種の助成や税制上の優遇等の公的支援を受ける存在である
- ②寄付やボランティア活動等の国民の支援を受ける存在である



経営責任体制(ガバナンス)を強化し、その立場にふさわしい公正で倫理的な経営(=コンプライアンスが確保された経営)を実践する。

## 3. 社会福祉法人の経営原則 10 箇条 (全国経営協資料より)

### ①非営利性

持ち分がなく配当が認められておらず、事業で得た金銭的成果はすべて社会福祉事業に再投下するか、地域の福祉需要に還元すること。

### ②継続性

残余財産の国庫帰属等の撤退規制があり、制度的にサービスの継続性が義務づけられていること。

### ③効率性

税、社会保険料等公的な財源を使用することから、より効果的で効率性の高い経営をめざすこと。

### ④透明性

利用制度化が進む中、公益法人として情報開示、情報提供、及び公的な負担によって行われる事業であるため、より透明性のある経営が求められること。

⑤倫理性

組織行動において公平、誠実な倫理観に基づいて、法人経営を行うこと。

⑥先駆性

地域の福祉需要、要援護者に対し、他機関・団体等に先立って援助を行うこと。

⑦開拓性

制度化されていない課題、制度の狭間にある課題、表出しにくい課題等に対して、制度化の動きや新しい領域として地域貢献事業を行うこと。

⑧組織性

より公益性の高い法人として、使命を果たすべく組織を構成する人材育成、組織統治の確立等、組織マネジメントに取り組むこと。

⑨主体性

民間の社会福祉事業経営者としての自主性及び自律性を発揮し、自らの意志、判断によって事業に取り組むこと。

⑩安定性

公共的・公益的法人として経営基盤の安定をもとめ、地域の課題に対して安定した良質なサービスを提供すること。

#### 4. 当法人の中期行動計画

以上の背景を踏まえ、当法人の経営理念の下、次のように中期行動（平成23年度～25年度）を計画する。

##### (1)安心を与えるサービスの提供

- ①患者・利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに安全・安心なサービスの提供に努めます。またその実現のための生活環境やケア環境の整備に努めます。
- ②患者・利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や友人・知人、地域住民との関係が促進されるように支援します。
- ③当法人が持つ機能（医療、介護、障害福祉の各部門）を複合的に活用し、付加価値（＝安心）の高いサービスの提供に努めます。
- ④良質なサービスが提供されていることの判断基準として、外部評価の受審を促進します。（病院機能評価、福祉サービス第三者評価、ISO9001の認証等）
- ⑤苦情解決第三者委員の設置を促進します。

##### (2)地域の医療・介護・福祉の主導的取り組みの推進

- ①地域における医療・介護・福祉システムの構築に主体的に関わり、行政等関係機関、組織、個人との連携・協働を主導し、地域が抱える課題に取り組みます。

- ②「地域の中核病院」としての機能を有する医療体制を整備します。
- ③福祉的課題はもとより、社会的問題となっていることで地域においてどのようなニーズがあるかを調査し、公益的事業に積極的に取り組むことで、地域のコミュニティーの場を提供します。
  - ・高齢者の住宅施設
  - ・障害者雇用の促進
  - ・障害者の就労支援
  - ・買い物、交通等の日常生活基盤の支援（売店の活用、送迎バスの活用等）
  - ・福祉の相談窓口としての機能
  - ・診療報酬、介護報酬勉強会 など
- ④低所得者への減免制度の実施に積極的に取り組みます。
- ⑤関係者とのコミュニケーションを図るべく、積極的な情報開示、情報提供に努めます。

### (3)人材マネジメント

- ①事業経営を実現するために、期待する職員像を明示し、職務能力の開発や成長を目的とした人材育成に取り組みます。
- ②職員の自己実現に向けて、仕事を通じて成長と達成を実感できる職場作りを進めます。
- ③やりがいを感じることができるよう、職員処遇の向上に取り組みます。
- ④法人内での人事交流が可能になるような規程の整備をし、職場の活性化を図ることにより高い成果を得れる体制を作ります。

### (4)組織統治（ガバナンス）の確立

- ①社会福祉法人組織やその事業を実施するうえでの関係法令はもとより、法人の理念や諸規程、社会ルールやモラルを遵守します。
- ②理事会、評議員会において、経営方針・計画を明確にし、事業の執行状況を適宜確認します。
- ③施設経営から法人経営へ本格的に移行するにあたり、法人本部の機能を強化します。
- ④法人の事業運営を計画的かつ効率的に行うとともに、経営状況と財務状況を正確に把握し、透明性の高い財務管理に努めます。

以上